

# 一九世紀前半のフランス地方都市における歴史的記念物の保存と都市計画

——歴史的記憶をめぐる中央と地方の関係について——

中山俊

【要約】 一九世紀前半のトゥールーズの都市計画には、町の衛生の改善や経済的利益の獲得だけではなく、美しい景観の創造や記念物の保存を通じて、学術・芸術の町、「パラスの都市」として栄えていたという地元の歴史的記憶の想起を企図したものもあった。その代表例がフランス革命以前から構想されていたサン・セルナン教会堂の隔離工事である。市は教会勢力等の反対意見を抑え隔離を実行に移す中で、教会堂に隣接し見栄えの劣る旧サン・レイモン寄宿学校の解体を予定したが、中央政府と愛好家はこの計画を中止させた。中央政府はこの記念物にフランスにとって重要な歴史的価値等を、愛好家は地元の歴史的記憶等を見て取ったからだ。隔離工事の実行過程は、一九世紀前半からすでに中央と地方による歴史的記念物の評価に強調点の差異があったこと、地元の愛好家はフランスへの愛着を世紀後半期と比べるとさほど強調していなかったことを明らかにするものだった。

史林 九九卷三号 二〇一六年五月

## はじめに

一九世紀のフランスにおいて、近代国民国家の確立は重要な政治課題だった。それに最も力を入れたのは、第三共和政である。<sup>①</sup>この政体は、啓蒙思想に裏打ちされた個人主義と自由主義に基づく近代社会を確立しようとし、単一の国民の創造を試みた。この時、景観は、国民アイデンティティを支える要素として保護されるべきものと考えられた。<sup>②</sup>歴史的記念

物 (monument historique) もまた、国民統合に寄与した。これは、単に記念物 (monument) とも呼ばれ、具体的には、教会堂、大聖堂などの宗教施設や市庁舎、城館、邸宅などの非宗教施設、それに絵画やタペストリーなどの美術品といった、歴史的・芸術的価値を有する過去の遺物を意味した。このような歴史的記念物のうち、とくに価値の高いものは、景観同様の、積極的に保存されるべきものだった。③ また、ピエール・ノラが「フランスの国民意識のあり方を探る」ことを主題の一つとして編纂した『記憶の場』によれば、フランス革命一〇〇年祭など、国家主導で民衆参加型の行事が催されたり、祖国に忠実な国民像がモデル化されたりもした。⑤ 国民意識は、こういった様々な手段を通じて一九世紀後半に盛んに涵養されたのである。

過去を再編成し現在に想起させようとする試みは、中央政府に限らず、地方在住の知識人、つまり「地方エリート」(élites locales/provinciales) によつてもなされた。その際、フランスという「大きな祖国」よりも領域的に下位区分にある、地域や市町村コミューンといった「小さな祖国」が称揚される場合もあった。たとえば、フェリブリージュのような地域主義者の団体は、地方の特色が「行き過ぎた」中央集権制度やパリから発せられる流行の波を受けて否定されたとし、言語や習俗を中心とする地元の文化を「再生」しようとした。⑥ 中央政府による行政的中央集権化やパリからの強い影響によつて生じた文化的統一の激しさゆえに、「小さな祖国」への愛着が反動として現れるという構図である。一方、第三共和政期の公教育に関するジャン・フランソワ・シャネやアンヌ・マリ・テイエスの研究では、この構図が批判されている。ここでは、地方エリート、とくに小学校教師は住民に「小さな祖国」への愛着を促したと指摘されるものの、「小さな祖国」への帰属意識は「大きな祖国」に背を向けるものとみなされなかった。むしろ、身近な「小さな祖国」への関心と愛着が、「大きな祖国」への帰属意識、すなわち国民意識を育む媒介となったと主張されているのである。⑦

一九世紀後半の近代国民国家における国民意識の創出のありよう、そして中央と地方の関係は、以上のようなものだった。世紀前半も国民国家の成立と展開の時代として位置づけられることが多いが、世紀後半と同じ様相を呈するという解

釈には疑問の余地がある。復古王政期と七月王政期においては、制限選挙制が採用され社会経済的には名望家が大きな影響力を維持し、政権の大衆的指向性は比較的弱かったからである。であれば、この時、中央政府と地方は、後に国民の紐帯と考えられるようになっていった歴史的記念物をどのように捉え管理しただろうか。

歴史的記念物の保存行政について、ポール・レオンは、古典的かつ著名な研究の中で、「一九世紀において諸都市は変化を遂げるが、そのことによつて数多くの建造物が解体された」と主張している。その大きな原因は都市計画の実行にあり、地方自治体は中央政府と違つて、住民の生活条件の改善や都市の発展のため土地の再利用や交通網の整備の過程で歴史的記念物を蔑ろにしてきた、と。クレール・ジロラバルトも、都市計画を実行する際、過去の遺物の保存に対する地方自治体の関心は薄かったとみなしている。<sup>⑩</sup> アルレット・オデユクも、後述するヴィクトル・ユゴー (Victor Hugo) の言説を引きつづ、歴史的記念物に対する地方自治体の無関心やその取り壊しを伴う「近代化」の進行に言及している。<sup>⑪</sup> フラソソワーズ・ベルセもこれらの研究者と同様に、都市計画が実行される中「古い地区に損害がもたらされた」と言う。このように、レオン以降の先行研究でも、地方において歴史的記念物が都市開発の過程で損傷を受けたり破壊されたりしたとよく述べられているのである。もつとも、本稿は、こういった指摘を完全に否定するものではない。しかし、一九世紀前半に歴史的記念物がすべて放置されたり取り壊されたりしたわけでもなかったことを考慮すれば、イザベル・デュランの研究でも指摘されているように、<sup>⑫</sup> 地方自治体が、近代化を目指す中で歴史的記念物を犠牲にしてきたと理解するのは一面的である。都市計画の一環である歴史的記念物の隔離工事の場合、議論の過程でそれを保存する重要性が見出されたからである。他の文化史研究を見ても、たとえばシャネやティエスは、レオンよりも四〇年以上後に、ローカルのイニシアティブによる行動は中央の方針に必ずしも相反するものではないと主張している。また、おもに七月王政期から第二帝政期にかけての地方の学術活動に関するステファン・ジェルソンや清水祐美子の考察でも、中央は地元でなされる研究を祖国の歴史の解明に貢献するものと捉えその進展を促し史料収集を地方に依頼するなど、両者には協力関係があつたと述べ

られている<sup>⑬</sup>。本稿は、文化史研究からのこのような新たな指摘も考慮に入れつつ、歴史的記念物の保存に尽力する中央政府とそれにこだわらない地方という対立図式を再検討するものである。

ところで、地方のうち都市における歴史的記念物の管理の問題に関しては、市長や市会の会員、役人の市専任建築家、地元の学術団体に所属し美術、考古学、歴史の研究を行った愛好家、そして教会財産管理委員会のような宗教施設の占有者が影響力を持ち得た。これらの様々なアクターのうち、愛好家は、とりわけ七月王政期以降、研究活動に従事するだけでなく歴史的記念物に特別な関心を抱きそれを保存しようとしたと言われている<sup>⑭</sup>。しかし、愛好家が地元の過去に関する記憶の再編成と称揚を目的の一つとして歴史的記念物の保存計画の構想に関わったのかどうかという問題について、詳しい分析はまだなされていない。ここでシャネ、ティエス、ジェルソンの研究に目を向けると、地元の過去についての知識は、国民意識の涵養を阻害しないものとして捉えられている。それならば、歴史的記念物の保存に参画した人々は、ローカルの記憶を尊重しながらフランスへの愛着をも強調した言動をとっていただろうか。本稿と同様に地方の歴史的記念物の保存を扱った前述のジロラバルトやデュランの研究は、この興味深い論点をなおざりにしている。

地方の人々の歴史的記憶に基づいた言動を考察するにあたって、ここでトゥールーズを取り上げる意義を確認しておく。一九世紀前半においてフランス南西部のラングドック地方で最大規模を誇ったこの都市は、パリに次いで一二二九年に開設された古い大学を有した。一四世紀には、ヨーロッパで最も古いと言われる文芸協会、アカデミー・デ・ジュエ・フロロー（l'Académie des Jeux Floraux）が創設されたと言われている。芸術教育も一七世紀末以降、パリと同様に盛んに行われた。また、トゥールーズは、知恵の女神であり芸術の保護者たるアテーナーの庇護を、ギリシアのアテーナイ同様を受けた町、つまり「パラスの都市」<sup>⑮</sup>と考えられてきた。実際、後述するように、都市計画の実行や古い建造物の保存の際には、地元の歴史的記憶によって措置されたトゥールーズの特徴、あるべき町の姿が意識されていたのである。

以上の問題意識のもと、本稿ではまず、一八世紀末から一九世紀前半に至る時期において、過去の遺物がナショナルと

ローカルの視点からどのように捉えられていたかを中心に検討する(第一章)。次に、一九世紀前半の都市計画の意義をトゥールーズの建築家の言動から確認する。とくに議論の対象となるのは、歴史的記念物の周りに存在する不動産を取り壊して歴史的記念物を引き立たせる隔離工事の意義である(第二章)。最後に分析するのは、こういった工事の実行過程である。ここでは、歴史的・芸術的価値が高いと考えられていたサン＝セルナン教会堂の隔離工事を取り上げたい(第三章)。本稿は、このような考察を通じて、復古王政期と七月王政期における歴史的記念物の保存と都市計画のありようを明らかにするだけでなく、地方都市の近代化に対する姿勢と過去への向き合い方を浮き彫りにすることで、歴史的記憶をめぐる中央と地方の関係についての研究に一石を投じるものである。

なお、歴史的記念物のような過去の遺物は、現代において「文化遺産」(patrimoine または patrimoine culturel)と表現されることも多い。しかし、一九世紀全般を通じて、patrimoine という語は、もっぱら「世襲財産」を意味した。二〇世紀に入るまでは、現代の「文化遺産」という意味でほとんど用いられなかったのである。とはいえ、ある同じ共同体に属する、現在あるいは未来の構成員のために保存されるべき物という「文化遺産」の概念が、一九世紀前半に存在しなかったわけではない。フランス革命期において、王家や亡命貴族が所有していた記念物は中央政府によって没収され、国民の財産として再編成されなければならなかったからである。アンドレ・シャステルはこの時に「国民全員の共通の紐帯、精神的な富」を保存すべきという「文化遺産への感覚」が生まれたと述べている。後述するように、この感覚は一九世紀前半において国民にまだ広く行き渡っていなかったが、過去の遺物の保存が、領域を伴うある種の共同体にとって重要だとすでに考えられ始めてはいた。よって、こういった遺物は、「文化遺産」と呼び得るものであるが、本稿では、当時の用例にならって「記念物」あるいは「歴史的記念物」という言葉で統一して表現したい。

① 長井伸仁、「対独敗戦から急進共和国へ」、谷川稔、渡辺和行編、

『近代フランスの歴史——国民国家形成の彼方に——』、ミネルヴァ

書房、二〇〇六年、一四五—一六八頁。

② アラン・コルバン、「風景と人間」(小倉孝誠訳)、藤原書店、二〇

〇二年、一六二―一六三頁。アンヌ・マリ・ティエス、「国民アイデンティティの創造 ―一八―一九世紀のヨーロッパ」(斎藤かぐみ訳)、勲章書房、二〇一三年、二五六―二六〇頁。

③ Arlette Auduc, *Quand les monuments construisent la nation: le service des monuments historiques de 1830 à 1940*, Comité d'histoire du ministère de la Culture, 2008. Françoise Beréc, *Des monuments historiques au patrimoine du XVIII<sup>e</sup> siècle à nos jours ou "Les égarements du cœur et de l'esprit"*, Flammarion, 2000. Françoise Meloni, *Naissance et affirmation d'une culture nationale. La France de 1815 à 1880*, Seuil, 1998. Dominique Poulot, *Patrimoine et musée. L'institution de la culture*, Hachette, 2001. 泉美知子、「文化遺産としての中世 近代フランスの知・制度・感性に見る過去の保存」、『三元社』、二〇一三年。

④ 谷川稔、「記憶の場」の彼方に 日本語版序文にかえて、「ペトル・ノラ編『記憶の場 フランス国民意識の文化』社会史1(対立)』(谷川稔監訳)、岩波書店、二〇〇二年、二頁。

⑤ たとはは、タシントフ・ポロマン、「フランス人とカリブ人」(上垣豊訳)、前掲書、五九―一二五頁。クリスチャン・マルヴァイ、「七月一日日〈怒りの日〉から〈祝祭の日〉」(長井伸仁訳)、ペトル・ノラ編、『記憶の場 フランス国民意識の文化』社会史1(総合)』(谷川稔監訳)、岩波書店、二〇〇三年、一四―一九三頁。パスカル・オリイ、「フランス革命一〇〇年祭 一七八九年による証」(渡辺和行訳)、前掲書、一九五―二二三頁。フィリップ・コンタミヌ、「祖国のために死ぬこと ―一〇世紀から二〇世紀まで」(和田光司訳)、ペトル・ノラ編、『記憶の場 フランス国民意識の文化』社会史3(模索)』(谷川稔監訳)、岩波書店、二〇〇三年、六七―一〇〇頁。ジェラルド・ドゥビュイメージュ、「兵士ショヴァン」(上

垣豊訳)、前掲書、一三七―一七五頁。

⑥ フェリブリージュの研究は数多く発表されている。代表的なものに、その有名な文獻がある。René Jouveau, *Histoire du félibrige*, Imprimerie Bené, 1971-1977, 2 vol. Philippe Martel, "Le Félibrige", Pierre Nora, dir., *Les lieux de mémoire*, tome 3, *Les France*, vol. 2, *Traditions*, Gallimard, 1992, pp. 567-611. Martel, *Les félibres et leur temps. Renaissance d'oc et opinion (1850-1914)*, Presses universitaires de Bordeaux, 2010.

⑦ Jean-François Chanet, *L'école républicaine et les petites patries*, Aubier, 1996. Anne-Marie Thiéssé, *Ils apprenaient la France: l'évaluation des régions dans le discours patriotique*, Éditions de la Maison des Sciences de l'Homme, 1997.

⑧ Paul Léon, *La vie des monuments français. Destruction, Restauration*, Éditions A. et J. Picard, 1951, p. 307.

⑨ Claire Giraud-Laballe, *Les Angevins et leurs monuments 1800-1840*, Société des Études Angevines, 1996, pp. 89-95.

⑩ Arlette Auduc, *op. cit.*, p. 29.

⑪ Françoise Beréc, *op. cit.*, p. 27.

⑫ Isabelle Durand, *La conservation des monuments antiques. Arles, Nîmes, Orange et Vienne au XIX<sup>e</sup> siècle*, Presses universitaires de Rennes, 2000, pp. 149-162.

⑬ Stéphane Gerson, *The Pride of Place: Local Memories and Political Culture in Nineteenth-Century France*, Cornell University Press, 2003. Gerson, «L'État français et le culte malaisé des souvenirs locaux, 1830-1870», *Revue d'histoire du XIX<sup>e</sup> siècle*, t. XXIX, 2004, pp. 13-29. 清水祐美子、「一九世紀フランスの公教育省廳史 研究委員会と未刊史料集成事業——「地方」と「中央」の関係」

着目して——、「日仏歴史学会会報」、第二七号、二〇二二年、三一—一六頁。

⑭ Françoise Berce, *op.cit.* Claire Giraud-Laballe, *op.cit.* Jean-Pierre Chalme, *Sociabilité et érudition. Les sociétés savantes en France*, Editions du CTHS, 1998.

⑮ パラスは、ギリシマ語由来の Pallas であり、アテーナーの別名で

ある。また、「パラスの都市」という呼称の起源は、一世紀のラテン語詩人マルティアリスと四世紀の古代ローマ帝国の著述家アウンニウスによる形容にある。

⑯ Jean-Pierre Babelon et André Chastel, *La notion de patrimoine*, Liana Levi, 1994, pp. 58-59.

## 第一章 保存すべき過去の遺物と歴史

### 一 記念物の意義——ナシヨナルの視点から——

まず、ナシヨナルの視点から、記念物の意義を詳しく見ていこう。フランス革命期から一九世紀初頭における記念物の意義に関しては、この時代に最も高名だった愛好家の一人、オバン・ルイ・ミラン (Aubin-Louis Millin) の言説が参考になる。彼は、自身の『美術辞典』の中で、記念物を「靈廟、偉人像、戦勝記念建造物、凱旋門、その他に、素描の技術が用いられた建築物で、後世に語りかけている作品」と定義しつつ、「記念物」という語は一般に「芸術や文芸に関する非常に古いもの」に対して使われると書いている。現代において、記念物は、通常、法律の規定を除けば建造物のみを指すが、<sup>⑭</sup> 当時は、美術品をも含む、価値を有する芸術作品一般を指す言葉として用いられていたのである。そうであるならば、彼にとって、記念物は国または国民のために保存されるべきものであっただろうか。彼は、憲法制定国民議会において自著の『国の遺物、あるいは記念物集』<sup>⑮</sup> を紹介しつつ、以下のように述べている。「国の栄光を汲々として追い求める文芸・芸術の愛好家や市民は、歴史の観点から興味深い傑作が破壊されるのを平然と見ていられない。我々はこういった記念物が完全に忘れ去られてしまうことに胸を痛めた」と。彼にとって、フランスに存在する記念物は「国の遺物」と呼

ばれ得るものであり祖国の栄光を象徴するものだった。それは、忘却されないよう今後もフランスの歴史のために保存していかなければならないものだったのである。<sup>⑤</sup>

帝政期、そして後に続く復古王政期において、記念物はどのように扱われただろうか。一八〇九年に内務相に就いたモンタリヴェ (Montalivet) は、どのような記念物がどういった状態で存在しているかを調査するため、一八一〇年、城館や修道院、墓碑などの「フランスの記念物」に関する情報を全国の県知事に募った。また、復古王政期において、パリ碑文・文芸アカデミー会員のアレクサンドル・ド＝ラボルド (Alexandre de Laborde) は、中央政府の協力のもと収集された情報を利用しつつ、一八一六年と一八三六年に『時系列的に分類され、歴史的事実と芸術研究から考察されたフランスの記念物』<sup>⑥</sup>を出版した。一八三〇年代までの時代においても、国内に存在する記念物は、中央政府とパリ在住の愛好家によって、フランスに帰属するものとして価値づけられていったのである。

他方、この間、フランス革命期同様に、記念物の破壊行為(「ヴァンダリズム」)が地方で進行していた。ヴィクトル・ユゴーが、一八二五年に「解体者たちとの戦い」<sup>⑦</sup>を発表してこの状況を非難したように、記念物の具体的な保存方策は依然として制度化されていなかった。大きな進歩が見られるようになるのは七月王政期である。ユゴー同様にヴァンダリズムが横行する状況を問題視したフランソワ・ギゾー (François Guizot) 内務相は、国内の記念物の状態を調査する「歴史的記念物全国査察官」職を一八三〇年に設けた。彼は、歴史的・芸術的価値を有する建造物や美術品を「歴史的記念物」と呼び、以後この語は普及する。

彼にとつて、歴史的記念物は、フランスが「賛美」され「羨望」され「特権的な地位にある国」であることを示すものだった。また、それは、「過去の理解、歴史の全般的な進展、現代文明の向上に資する可能性」<sup>⑧</sup>を有するために保存すべきだった。フランスという国は、こういった歴史的記念物を所有するゆえに称揚されるべきだったのである。よって、記念物の保存は、フランスの戦功を称えた絵画の展示室をヴェルサイユ宮殿に「戦いの間」として設置し祖国の名声を喧伝



したのと同じ意義を有した。復古王政期において、王の彫像が公共の場に飾られるなど王の威信が強調され、それとフランスの栄光が混同されがちだったのに対して、七月王政期では、祖国のみが榮譽に浴するものとされたのである。この時代に政府が強調したのは、フランスの栄光の賜物であるという存在価値が歴史的記念物にはあり、歴史的記念物の保存はどこか特定の地方の芸術ないし文化を称えるためだけのものではならないということとどまった。また、歴史的記念物について公立学校で教えるなど、過去の遺物を通じた民衆への働きかけはほとんどなされなかった。

## 二 トゥールーズにおける記念物と歴史の意義——ローカルの視点から——

それでは、トゥールーズにおいて、どのように過去の遺物は捉えられただろうか。もちろん、この町でもフランス革命期に教会や亡命貴族の財産だった芸術作品が差し押さえられた。これを受けて、美術館が一七九三年に創設された。ただし、トゥールーズにおいて芸術に関わる活動は、フランスという国のためというよりもむしろ「パラスの都市」の名誉のためになされるべきものとみなされる傾向が強かった。美術館コレクションの拡充に従事した愛好家のアレクサンドル・デュルメージュ (Alexandre Du Mége)<sup>⑩</sup> は、実際、一八二七年に以下のように述べている。「パラスとして (...) 讃えられた都市「筆者注：トゥールーズ」は「その権勢を失った。わずかな古代の記念物しか保存していないからだ」<sup>⑪</sup>と。トゥールーズに必要なのはコレクションの充実化であり、町の栄光はそれによって担保されると考えられたのである。

また、一八三一年には、デュルメージュらによってフランス南部考古学協会 (La Société archéologique du Midi de la France) が創設された。協会の目的は、トゥールーズを主とするフランス南部の歴史、芸術、考古学に関心をもつ有志が発表や情報交換を通じて研究を進展させ、その成果を世に広め学術を振興し、さらには歴史的記念物の保存行政に介入することだった。このような考古学協会の会員には、おおまかに言って、トゥールーズ在住の「居住会員」とそれ以外の場所に住む「通信会員」が存在した。居住会員による週に一度の定例会は、入会を希望する者がいる際、業績を考慮しつつ

審査を行った。居住会員には四〇名という定員の上限が設けられるなど、ある程度厳格な入会基準ゆえに、協会はフランス学士院をモデルとするような伝統的なアカデミーの形態を採用していたと言える<sup>⑮</sup>。居住会員の社会階層を調べてみると、土地所有者や「文人」(homme de lettres)など富裕層に属する人々は過半数を占めず、中流ブルジョワジーもかなりの数含まれていたが、会員らは伝統的なアカデミー同様に比較的保守的な思想を持っていたと考えられている<sup>⑯</sup>。

重要なのは、会員らにとつて協会の活動が地元の名声を上げるための手段だったことである。共同設立者のドゥカステラーヌ(De Castellane)会長は、団体の会合でなされた演説の中で、「地元に対してしか愛情を抱いていないと非難されることを(…)恐れないようにしましょう<sup>⑰</sup>」と、当時十数名だった会員に呼びかけ、「あなた方は、我々の町の権威が高まるような研究を計画し熱心に取り組み、歴史上不明瞭な点を明らかにして、我々の父祖の記憶を想起させ、依然としてフランス南部の栄光の一つである、あらゆる時代の記念物を活写すべきだ<sup>⑱</sup>」と説いている。もともと、会員らに国への帰属を嫌悪し否定する傾向はなかった。それは、協会の名に「フランス」という語が入れていることから明らかだろう。しかし、この演説で「国民」あるいは「国民的」という言葉に一切触れられなかったように、フランス南部考古学協会の愛好家は、自身の研究や保存活動がフランスの歴史的記念物の全体像の把握とフランス史の解明に寄与するべきであるという意識を強く持つてはいなかった。このような態度は、中央政府のそれとはもちろん、他地方の愛好家のそれとも対照的だった<sup>⑲</sup>。

- ① Aubin-Louis Millin, *Dictionnaire des Beaux-Arts*, tome 2, Imprimerie de Crapet, 1806, p. 479, p. 482. 一九世紀における「記念物」は、最も広い意味では碑文や手稿史料などを含むこともあるが、このうごった史料は本稿の対象外である。清水祐美子、前掲論文「三頁」。
- ② Françoise Choay et Pierre Merlin, *Dictionnaire de l'urbanisme et de l'aménagement*, Presses universitaires de France, 1988, pp. 560-563.
- ③ Aubin-Louis Millin, *Antiquités nationales ou recueil de monuments pour servir à l'Histoire générale et particulière de l'Empire François, tels que Tombeaux, Inscriptions, Statues, Vitraux, Fresques, etc., très des Abbayes, Monastères, Châteaux, et autres lieux demeurés Domaines Nationaux*, Chez M. Drouhin, 1790-1798, 5 vol.

- ④ J. Mavidal et E. Laurent, dir., *Archives parlementaires de 1787 à 1860. Recueil complet des débats législatifs & politiques des chambres françaises*, 1<sup>ère</sup> série (1787 à 1799), tome 21 (du 26 novembre 1790 au 2 janvier 1791), p. 354.
- ⑤ Jean-Pierre Babelon et André Chastrel, *op.cit.*, p. 71.
- ⑥ Alexandre de Laborde, *Les monuments de la France classés chronologiquement et considérés sous le rapport des faits historiques et de l'étude des arts*, L'imprimerie de P. Didot l'aîné, 1816-1836, 2 vol.
- ⑦ Victor Hugo, *Littérature et philosophie mêlées*, Albin Michel, 1934, pp. 153-156. フォーは「一八三三年に於て同じ題で論文を出版しつゝ」*Ibid.*, pp. 156-166.
- ⑧ Dominique Poutot, *op.cit.*, p. 117.
- ⑨ シュモン・ノートルウヰ、「パリの彫像」(杉本淑彦訳)、『ビエール・ノラ編『記憶の場 フランス国民意識の文化』社会史三(模範)』(谷川裕監訳) 岩波書店 二〇〇三年 二二三―二五九頁。
- ⑩ 拙著「Alexandre Du Mege et l'enrichissement des collections archéologiques du Musée de Toulouse dans les premières décennies du XIX<sup>e</sup> siècle», *Annales du Midi*, n° 289, janvier-mars 2015, pp. 65-82.
- ⑪ Alexandre Du Mége, "Notice sur les travaux de la classe des inscriptions et belles-lettres de l'Académie de Toulouse depuis le mois de novembre 1807, jusqu'au mois d'août 1822", *Histoire et mémoires de l'Académie royale des sciences, inscriptions et belles-lettres de Toulouse*, 2<sup>e</sup> série, tome 1, 2<sup>e</sup> partie, 1827, pp. 3-4.
- ⑫ Caroline Barrera, *Les sociétés savantes de Toulouse au XIX<sup>e</sup> siècle*, Editions CTHS, 2003, p. 71.
- ⑬ 一八三一年から一八七二年までに所属した会員のうち、土地所有者の占める割合は約三〇%と、最も大きなプレゼンスを有していたが、文人と申告していた者は三・三%から一四・三%を占めることとなった。会員の過半数は、法曹、聖職者、大学教授、建築家、文書館員、軍人などであり、研究とは別の職業活動に従事していた。工場労働者や職人は一人もいなかった。Louis Peyrusse, "Les premières années de la Société archéologique du Midi de la France et l'art méridional (1831-1870)", *Mémoires de la Société archéologique du Midi de la France* (以下「MSAMF」を略す), tome 44, 1981-1982, p. 22.
- ⑭ 協賛創設の理由は、彼らの政治的姿勢と無関係ではない可能性がある。もともと、フランス南部考古学協会の規約で、政治・宗教に関する議論は禁止されており、それらに対する愛好家の姿勢を議事録から評価するのは難しい。そもそも、それは、「新聞・雑誌などの他の媒体でもほとんど明らかにされなかった。ただ、ドゥカステラヌは元亡命貴族で、復古王政期には大佐に任ぜられ、退職後は市会の会員として活動した正統王朝派だった。それゆえ、彼は、七月王政成立後に市会から離れざるを得なかった。テュルメーシュは、シャルル一〇世の息子ジャン・ドーム公爵から一八一四年に王家の百合の紋章を受け取っていた。また、「マールルースの正統王朝派の新聞」「ガゼット・デュ・ラングヴェック」もフランス南部考古学協会の試みを高く評価し応援する記事を發表していた。以上の事実から、集まった愛好家は正統王朝派が多く、七月王政政府への不信感を示しつつ協会が設立されたことと推察できる。しかし、後述するように、協会は「必ずしも中央の歴史的記念物の保存方針に反抗しなかった」。Auguste d'Aldéguier, "Éloge de M. le marquis de Castellane", *MSAMF*, tome 5, 1841-1847, pp. 297-316. Archives de la Société archéologique du Midi de la France (以下「ASAMF」を略す), Correspondance générale

1831-1851. "Règlement de la Société archéologique du Midi de la France", ASAMF, *Délibération*, t. I, 1831-1841, f. I-6, *Gazette du Languedoc*, 7 octobre 1836.

⑨ De Castellane, "Discours à la Société archéologique", *MSAMF*, tome I, 1832-1833, p. VII.

⑩ *Ibid.*, pp. VIII-IX.

⑪ たつえは、アルミス・ド＝ロモン (Arçisse de Caumont) 率ふる

## 第二章 「中世の都市」からの脱却

### 一 都市計画の中央集権化

それでは、都市計画策定の際、トゥールーズにおいて、歴史的記念物を保存する重要性はどの程度意識されていたろうか。保存の意義はどういったものだっただろうか。これらの問題に触れる前に、まずこの時期のフランスにおける都市計画の基本方針を確認しておこう。一九世紀前半までのフランスの多くの地方都市は、依然として「中世の都市」の様相を呈していた。道は狭く曲がりくねり、広場は小さかった。一八世紀前半以降、地方都市に居住する建築家は、このような町の構造によって瘴気や有毒な匂いが滞留すると考えた。そこで、建築家は、空気が淀みなく循環し見通しの良い明るい町の開発計画を立て始めていくのである。都市計画は、衛生面からだけでなく、経済的側面からも求められた。中世の町は、交通や流通の発展を阻害するものでもあったからだ。手段として考えられたのは、市壁の撤去、道路の舗装・拡大、十分な空間を有する広場の設置（時に市場の開設を伴う）だった。

計画の実行に関して、一九世紀初頭以降、規定が整えられていった。その基本となったのが、建築線（建造物の突出を禁止するために図上の敷地に引かれる線）に関する一八〇七年九月一六日法第五二条である。そこには、「通りの設置と、大き

ノルマンディー古物研究会は、地元の歴史的記念物の研究に従事しつつ、他地方の歴史的記念物との類似点や相違点を発見してフランス全土の歴史の解明に貢献するのを目指した。Auguste Le Prévost, "Lettre sur l'impulsion donnée aux recherches archéologiques sur tous les points de la France", *Mémoires de la Société des antiquaires de Normandie*, année 1824, 1<sup>re</sup> partie, 1825, pp. 10-16.

な道路の一部にはならない古い通りの拡張のための建築線、あるいはその他の公益のためのそれは、市長によって計画に基づいて設定される」とある。同条は、建築線を決定する権限を自治体の長に認めるものだったが、その「案は知事に送られ、知事の意見を付して内務相に伝達され、国務院の裁可を経」<sup>①</sup>なければならなかった。一八〇八年八月一日、内務相は計画案の書き方を各県の知事に伝え、それを全国で統一しようとした。また、一八一一年四月一六日の通達では、建築線設定計画が内務相によって承認されなければ、広場や通りの設置または拡大によって土地や不動産の取得が必要になっても、それは認められない旨が規定された。こうして、都市計画の実施に一層の制限がかけられ中央政府による介入が強まっていった。ただ、帝政期に規格化された、建築線の設定を中心とする都市計画は、以降も地方のイニシアティブで進められることを前提とするものだった。<sup>③</sup>

国の行政の方針としては、内務相ないし公共事業相が都市計画を実行に移すための最終決定権限を有していたが、大臣の決定はおおむね市民建造物審議会 (Le Conseil général des bâtiments civils) という、会員の多くを建築家が占める専門諮問機関に従ったものだった。<sup>④</sup>一七九五年に創設された審議会がおもに扱った問題は、前述の建築線の他に、新道路の開通や既存の通りの拡張等の計画だった。地方自治体から提出された計画を承認するか否かは、町の近代化が促進されるかどうかにかかっていた。すなわち、計画は、空気の循環を促して住民の健康、安全（とくに火災の危険性の軽減）に寄与し、交通量の増加を推進し得るものでなければならなかった。加えて、美しい景観が創り出されるか、適切な予算で工事が実現可能かなど、計画の審美的、経済的側面も重要な判断基準だった。

それゆえ、市民建造物審議会は、歴史的記念物の保存だけを主たる目的にしていたわけではなかった。とはいえ、一九世紀前半において、歴史的記念物の近辺が対象となる工事、とくに建造物の周りを広場にして他の建物から隔離する工事もまた、本稿で扱うサン＝セルナン教会堂の例が示しているように、審議会の議論の対象だった。<sup>⑤</sup>

## 二 トゥールーズにおける都市計画

トゥールーズでは、フランス革命以前から都市計画の必要性が認識されていた。その際、歴史的記念物の取り扱いもまた重要なテーマの一つになることもあったのだが、まずこの町の都市計画の全般的な特徴について、二人の建築家の言動を通じて考察しておこう。一八世紀中葉に活躍した地元建築家で技師のルイ・ドゥモンドラン (Louis de Mondran) は、自著<sup>⑥</sup>の中で、広場、遊歩道、庭園は、町の美化と増大していく住民の健康状態の改善に貢献するものとした。また、市壁の取り壊しによる都市の拡大、貫通路の創建による人の移動や物の流通の促進を重要視した。町の構造を改変することのような大がかりな計画は、古典主義的感性に支えられていた。この美的観点から、一律の高さのファサードや直線道路が好まれ、同色の建築資材の使用が求められた。

以上のような都市計画を実行すれば、「興味を惹かれトゥールーズの外からやって来た人々がより長くもつと快適に町に滞在できるようになり、全世界から人々が町に集まるだろう<sup>⑦</sup>」と、ドゥモンドランは考えていた。都市計画は、町の美しい姿を世に提示し町を活性化させるための重要な手段とみなされたのである。また、トゥールーズはスペインに近く、大西洋と地中海を結ぶミディ運河を利用できる商業の要地であり、都市開発を進められれば地の利をもつと活かして発展できると、ドゥモンドランは予測していた<sup>⑧</sup>。

彼によれば、トゥールーズが都市計画に基づく開発を必要とするのは、それがフランスの「第二の都市」であるからでもあった。都市開発によって生まれる「美」が、トゥールーズにはふさわしいというわけである。こういつた考えは、「パラスの都市」という過去の名声に拠って立ちかつての繁栄を取り戻そうとする姿勢の土台となるものだった。また、彼は、都市計画の実施に際し、すべての歴史的記念物が取り壊しの対象になると考えなかった。むしろ、「昔の人々が定めた規則に従って作られた建築作品を公衆に提示」して、当時の人々の「優れた建築に対する感性」<sup>⑨</sup>を涵養することが重

要視されたのである。

計画案を発表しただけで実現できなかったドモンドランの考えを引き継いで一部を実行に移したのが、地元建築家で技師のジャック・パスカル・ヴィルバン (Jacques-Pascal Virebant) である。一八世紀後半から一九世紀初頭の町の工事を担当した彼は、当時、地元で最も有能な都市計画家とみなされ、市専任建築家 (一七八二―一八三〇) に就いていた。また、トゥールーズ科学・碑文・文芸協会の会員であるばかりでなく、トゥールーズ美術学校建築家教授 (一八〇五―一八三〇)、トゥールーズ美術館館長 (一八一八―一八三二) も歴任した。<sup>⑬</sup>

ヴィルバンは、市から全幅の信頼を得ていくつも都市計画を作成し実施した。その多くが、通りの直線化・拡張と広場の創設である。歴史的記念物の保存あるいは取り壊しについては、どうだっただろうか。このテーマに関しては、旧カラム修道院を広場に変更するための工事がある。修道院は、一三世紀中葉にトゥールーズに身を落ち着けたカラム会修道士が創設したもので、その一部のモン・カラム聖堂は建造物内で「最も価値がある」と考えられていた。特別な芸術的・歴史的価値を認められていたのは聖堂だけだった。<sup>⑭</sup> 当地の図案はなく聖堂の正確な位置はつかめないが、聖堂を取り壊さないのであれば広場の設置は難しかった。保存と取り壊しの間で揺れる状況の中、一八〇四年三月、ヴィルバンは、モン・カラム聖堂を含めた旧カラム修道院の保存状態が非常に悪く倒壊の恐れがあると指摘せざるを得なかった。<sup>⑮</sup> その結果、取り壊しを行うために、国有財産だった旧カラム修道院と敷地は、ジョゼフ・エティエンヌ・リシャール (Joseph Etienne Richard) オート・ガロンヌ県知事の許可のもと同年五月に六六〇〇フランで市に移譲された。<sup>⑯</sup> 市が取り壊しを決定したのは、崩れ落ちそうな建物を修復するよりも解体して広場を設置するほうが安上がりであり重要だったからだが、市やヴィルバンは、広場の設置過程で旧カラム修道院の芸術的価値を全く考慮していなかったわけではなかった (院の美術品や建築の一部は、取り壊しの際、トゥールーズ美術館に移送されている)。<sup>⑰</sup>

- ① "Loi relative au dessèchement des marais, 16 septembre 1807". *Bulletin des Lois de l'Empire Français* numero 162, 1807, p. 139.
- ② 計画を柔軟に遂行するため、地方自治体は強制的に土地を取得できる権利を必要とする場合も多かった。その例、一八一〇年三月八日法により、自治体は公益の名のもとで収用を取り行えるようになった。しかし、公共工事と土地・家屋購入の際の法律の適用範囲は非常に不明瞭だった。大建造物を収用する場合は、それが工事現場の傍に存在した場合に限って認められていた。その後、一八三三年七月七日法で収用の規則が改めて定められ、歴史的記念物を含む大建造物の収用と隔離は、この法律を發展させた一八四一年五月三日法において明確に容認された。Isabelle Durand, *op. cit.*, pp. 79-82.
- ③ François Laisney, "Les plans d'alignement des villes (1807-1819): une loi mal appliquée". Michèle Lambert-Bresson et Annie Téraude, dir., *Villes françaises au XIX<sup>e</sup> siècle. Aménagement, extension et embellissement*. Éditions Recherches/Jeppes, pp. 15-27.
- ④ 一八三二年から一八三四年、一八三九年から一八五二年の間が公共事業省の所轄である。フランス国立文庫館のサイトには、市民建造物審議会の担当官を時代ごとにまとめた表が載せられている。  
<http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/chan/chan/series/pdf/histoire-administrative-batiments-civils.pdf> (平成二八年五月二三日に最終閲覧)
- ⑤ 一八〇九年に、審議会は、直線の通りを新たに作り、町の教会堂を隔離して形の整った広場を設置するフランス東部のプザンソンの工事を発注し可決した。Pierre Piron, "Le Conseil des Bâtimens civils a-t-il eu une politique urbaine ? Le contrôle des opérations d'urbanisme sous la Restauration et la monarchie de Juillet". Michèle Lambert-Bresson et Annie Téraude, dir., *op. cit.*, pp. 29-45.
- ⑥ Louis de Mondran, *Projet pour le commerce et pour les embellissemens de Toulouse lu dans une séance de l'Académie Royale de Peinture, Sculpture & Architecture, par un des Membres de cette Académie*. Chez J. H. Guillemette, 1754.
- ⑦ トゥールーズの人口が、一七〇〇年において約三万八千人、一七九四年では約五万三千人を数え、この間に約一万五千人増加した。Bernard Lepetit, *Les villes dans la France moderne (1740-1840)*. Albin Michel, 1988, p. 450.
- ⑧ Louis de Mondran, *op. cit.*, p. xiii.
- ⑨ *Ibid.*, pp. xv-xvi.
- ⑩ *Ibid.*, p. xv.
- ⑪ *Ibid.*, p. 42.
- ⑫ *Aux artistes toulousains*, s.l.s.d., 1808.
- ⑬ Valérie Nègre, *Jacques-Pascal Virebent, Architecte de la ville de Toulouse de 1782 à 1830*. Mémoire de fin d'études sous la direction de Maurice Calot, École d'architecture de Toulouse, 1985.
- ⑭ Jacques-Pascal Virebent 1746-1830. Naissance d'une politique urbaine municipale". Institut français d'architecture, dir., *Toulouse. Les délices de l'imitation*. Mardaga, 1986, pp. 91-107.
- ⑮ Archives municipales de Toulouse (以下「AMT」と略す), 2M 1, rapport de Laupies, ingénieur en chef des ponts et chaussées du département du 4 vendémiaire an V (25 septembre 1796).
- ⑯ 聖堂以外の建造物の評価はそれほど高くなかった。たまたま、院内に存在した教会堂の身廊は「斬新でとても美しい」と表現された。その中の「町には似たような美しい建築がまたたくまにあり、モナルド(ト)の身廊を保存する義務がある」と書き添えられていた。 *Ibid.*
- ⑰ AMT, 2M1, rapport de Virebent et Lafferrerie du 23 ventôse an



### 第三章 都市計画の中の歴史的記念物

#### 一 サンセルナン教会堂の隔離工事

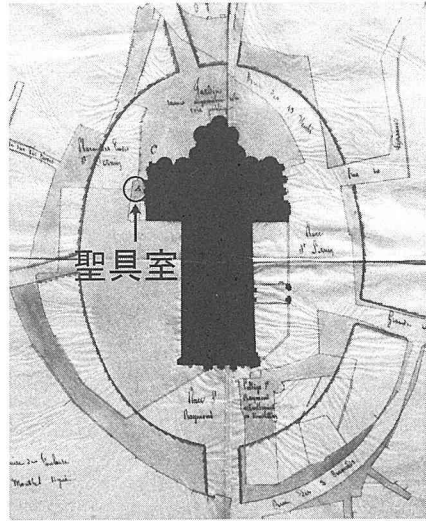
以上のように、都市計画を実施するにあたって、歴史的記念物の保存あるいは取り壊しは時に重要な主題となった。その中で、中央と地方の両方から様々な言動が現れる例も存在した。それが、復古王政期から七月王政期にかけて議論されたサンセルナン教会堂と旧サンレイモン寄宿学校の周りの広場の設置である。広場の設置は、教会堂の隔離と隣接する建造物の取り壊しを伴うものだった。

まず、教会堂の歴史とその特徴について簡単に触れておこう。この歴史的記念物は、三世紀にラングドック地方にはじめてキリストの福音を伝え殉教したトゥールーズ最初の司教、聖サトゥルニヌスに捧げられた建築物である。建造の開始は四世紀と伝えられ、一〇九六年には時の教皇ウルバヌス二世によって内陣の献堂式が行われた。教会堂は、以降、高い名声を獲得した。それは、スペインのサンチャゴ・デ・コンポステーラまでの巡礼路で立ち寄るべき教会堂の一つとして、一二世紀のラテン語ガイドブック、『巡礼案内記』（『聖ヤコブの書』の第五書）に記されているほどである。①また、教会堂は多数の巡礼者を受け入れられるような建築構造を有していた。②町の外での人気もさることながら、聖別されていた教会堂は、歴代のトゥールーズ伯やキャピトゥールと呼ばれる、アンシアン・レジーム下のトゥールーズ市参事などの統治者によっても崇敬の念が払われていた。それは、歴史的に町の建造物を代表するものだったのである。

しかし、一八三〇年頃まで、サン＝セルナン教会堂は、地元民以外の人々によって常に賞賛されていたわけではなかった。たとえば、一九世紀初頭にトゥールーズを訪れた先述のオバン＝ルイ・ミランは、「外側からよく見えず美しい外観を呈していない」と述べている。それは、隣接していた種々の建造物のせいだった。市で繰り広げられた議論の中にミランの批評そのものに対する言及はないが、彼の言からわかるように、教会堂を隔離して見栄えを良くし再評価される必要があったのである。

外観に配慮していた彼の頭には、一八世紀中葉以降隔離工事が行われていた、首都パリのいくつかの歴史的記念物のことがあったのだろう<sup>④</sup>。美術批評家のカトルメル＝ド＝カンシー（Quatremère de Quincy）は、一八世紀末にこの工事の意義を詳述している。彼の考えに従うと、歴史的記念物が周りの建造物から離れていなければ、その「偉大な建物」は「塞がれている」状態にあり、壮麗さや名声がひどく損ねられる<sup>⑤</sup>。この状況から脱するためには、「台座、広場、空間」が必要である<sup>⑥</sup>。つまり、広場の中心に据えられた台座の上に屹立するかのよう<sup>⑦</sup>に、歴史的記念物を配置しなければならない。七月王政期に行われた歴史的記念物の隔離工事の方針は、基本的にカトルメル＝ド＝カンシーの考えに沿うものが多かった<sup>⑦</sup>。

サン＝セルナン教会堂の例もここに含まれるが、ド＝モンドランはその隔離を一八世紀中葉にすでに推奨していた。彼の考えが当時のパリの都市計画に影響を受けたものだったかどうかについては史料がなく定かでない。いずれにせよ、彼にとって、広場は「大都市をきれいに見せ得る最も美しい装飾品の一つ」だった<sup>⑧</sup>。「都市に壮麗な雰囲気を与えられその威光と富が示される」からである。そのための前提は、整った広場の形だった。また、人、馬車、荷車などが多く集まる教会堂の周りに大きな広場を作るのは、混雑した窮屈な印象を与えないようにするためではない。教会堂の「名声や清澄な雰囲気<sup>⑩</sup>」を目立たせ、他とは異なる卓越したさまを顕示するためでもあった。ド＝モンドランはカトルメル＝ド＝カンシーほど詳しく隔離の必要性を述べたわけではないが、このパリの美術批評家と同様の考えを持っていたのである。



図一

に、一八二七年、近接する建造物から教会堂を隔離する工事を提案したのである。⑭ 教会堂の周りに楕円形の広場を設置し、中心に教会堂が位置するよう意図した彼の案は、市会に歓迎された。「新サンセルナン広場」と呼ばれたこの空間は、教会堂の南側（図一の右）のサンセルナン広場と西側（図一の下）のサンレイモン広場を接続するものだった。このような計画が立てられたのは、教会堂の状態悪化を防ぐためだけでなく、「美しい建造物を一望できる」⑮ 景観を作り出すためでもあった。市民建造物審議会もまた案に賛意を示した。その結果、一八二七年一月二六日の王令によって実施の許可が下された。⑯ 図一を見る限り、案は、教会堂の南西側に位置する旧サンレイモン寄宿学校の取り壊しを伴うものだったが、当時の中央政府はこれを承認したのである。地元の愛好家もまた、反対の声を挙げなかった。しかし、市の予算不足により、計画の実行の端緒は七月王政期にまで持ち越されることとなる。

サンセルナン教会堂の隔離を市行政が議論するようになってきたきっかけは、教会堂の保存状態の悪化である。フランス革命期の教会財産国有化によって、側廊の北側（図一の左）⑰ に隣接していた列柱廊がトラヴェルスなる住民に売却されていたが、所有者となった彼は一八〇四年から一八〇八年の間にそれを取り壊した。⑱ その後、跡地には盛り土と植木が行われ、新たに造られた建物に楯が備え付けられなかったため、雨水が教会堂の方へ流れ、外壁はそれに長期間さらされ腐食していた。⑲ 補修工事は断続的に行われたが、状況は一向に良くならなかった。このため、ヴィルバンは、根本的な解決策を講じる必要性を認め、ドモンドランの構想を採り入れた。息子のフランソワとともに

他方、教会堂の後陣付近に位置した墓地の土地が高く、降雨の際に墓地から水が教会堂の方へ流れ込んでいたのを防ぐべく、市は、新王政開始直後の一八三〇年から一八三一年にかけて、土地を削る処置を施した。また、市は教会堂のそばに存在していたいくつかの建造物を取得した。ただ、教会堂の袖廊北側には、依然として聖具室が隣接していた（図一）。

ヴィルバンの後を引き継いだ市専任建築家で、フランス南部考古学協会の会員だったウルバン・ヴィトリ (Urban Vitry) は、一八三三年四月、前任者の案に同意したうえで、「他の用途ではまったく使い道がなく無意味な」聖具室の取り壊しを主張した<sup>⑮</sup>。この方策はもちろん、ヴィルバンの提案同様、教会堂の美観を損なわないようにするためのものでもあった。

市会は、この提案に対しどのように対応しただろうか。市会にとっても、聖具室は使いようがなく「教会堂全体から醸し出される均整美を損ねる」ものだった。また、雨水が瓦を伝って壁に流れ落ちるせいで強度を落としている教会堂の保存状態もまた、聖具室を取り壊せば改善できると考えられた。こうして、市会は、一八三三年五月にヴィトリの意見に対し賛意を表明し、聖具室の取り壊しを容認した<sup>⑯</sup>。

ただし、事はうまく運ばなかった。計画は、当時の地元の宗教勢力の長、ダストロス (Dastros) 大司教によって反対されたからである。彼は、かつて「ラア」(Laa) と呼ばれる秘密結社に所属していた。この結社は、フランス革命期に認められた、国民の自由、平等を促す様々な規定に反対し、アンシアン・レジームの社会秩序を復権させようとしていた。このような考えを保持していたダストロス大司教は、前政権支持者を追放した七月王政期の市行政に対し非協力的だったと思われる<sup>⑰</sup>。

聖具室の管理者であり占有者だったサンセルナン教会財産管理委員会は、大司教の意向に反するような判断を下さなかった。委員会は、一八三三年五月末、取り壊しによってできる空間が「掃き溜め、あるいは身を持ち崩した女性のたまり場<sup>⑱</sup>」になると指摘した。翌月、大司教は、法律や王令、省令などの「守るべき規則や踏むべき手順」を提示するようジョゼフ・ヴィグリー (Joseph Vignerie) 市長に求め、ジャック・バレンヌ (Jacques Barennes) 知事にも市の行為に合法性

があるかどうか尋ねた。<sup>22</sup>これに対し、知事は自身の承認なしに工事は取り行われ得ないと述べた。<sup>23</sup>他方、市長は、教会堂の隔離工事の方針は中央政府によって容認されているし、聖具室は市の所有物なので計画の実行は正当なものだと主張した。<sup>24</sup>しかし、大司教は食いが下がった。聖具室の占有者が反対する場合でも、取り壊し計画の実施が法的に可能かどうか証明せよと問い質し、その結果、工事は延期されたのである。<sup>25</sup>

一方、この頃、サンセルナン教会堂の価値は地元民以外からも次第に注目されるようになってきていた。ジュスタン・テロール (Justin Taylor) 男爵、シャルル・ノディエ (Charles Nodier)、アルフォンス・ドゥカイユ (Alphonse de Caillieux) の『古のフランス、ピトレスク・ロマンティック紀行』<sup>26</sup>において、教会堂は以下のように紹介されている。「尖塔は高貴で格調高くそびえ立ち、扉口には威厳があり、後陣は華美で荘重である。これらから、教会堂は一一世紀の最も美しい大聖堂のうちの一つであり、大都市にふさわしい」と。<sup>27</sup>このような高い評価は、一九世紀前半以降、ロマネスク建築が定義され定着しその価値を称える言説が登場し始めてきたことと無関係ではない。<sup>28</sup>また、「フランスの芸術と記念物の栄光」を願ひ、忘れられてきた「我々の美しいフランスの財産」に対して注意を喚起するために『ピトレスク・ロマンティック紀行』が著されたように、国内に存在する価値ある歴史的記念物を知らしめる必要があると考えられていた。もともと、フランス文化を国民にあまねく伝えるという第三共和政の大衆の性格を、この書がすでに持っていたとは言い難い。いずれにせよ、テロール男爵らの試みは、歴史的記念物を保存してフランスの威光を高めようとする七月王政の方針と軌を一にしていた。

プロスペル・メリメ (Prosper Mérimée) もまた、フランスの歴史的記念物に関心を示した一人だった。彼は「国の遺物の研究の評判が上がり始めた今こそ、手記を出版することは、私が見た場所をこれから訪れようとしている人々にとって有益であると考えた」<sup>29</sup>のである。こうして、彼は、歴史的記念物全国査察官としてフランス南部を巡回した際に書き留めた多くの報告書をまとめ、『南仏紀行の手記』として出版した。サンセルナン教会堂もその中で触れられた「国の遺物」

であり「我々の歴史的記念物」だった。それゆえ、彼にとっても、教会堂の景観は美しく整備されるべきだった。彼は、聖具室の取り壊し工事が延期されてからおよそ一年半後の一八三四年一二月にトゥールーズを訪れた際、聖具室によって教会堂建築の「調和や秩序が損ねられ、それらが醸し出す効果がいささか弱まっている」と指摘している<sup>④</sup>と指摘しているのである。しかし、この言は市行政の認識と同じものであるにせよ、状況の改善を直接促すものではなかった。市が行動を取る契機は、およそ一年后、ヴィトリらが一八三六年一月に書いた報告書によって訪れた。彼らによれば、聖具室があるために雨水が排水されないまま教会堂にとどまったせいで、北側の袖廊などにいくつもの亀裂が入っていた<sup>⑤</sup>。事態を重く見たジョゼフ・アルヌー（Joseph Arnoux）市長は、一八三三年時と違って、サンセルナン教会堂まで直接赴いた。そして、教会堂が深刻な保存状態にあることを説明し、聖具室の取り壊しに賛成するよう主任司祭を説得した<sup>⑥</sup>。そこで、この案件は教会財産管理委員会の審議にかけられた。その結果、委員会は、大司教の承認を得たうえで、取り壊しの条件として便所や別の聖具室の設置などを市に要求し、市長は要求を飲んだ<sup>⑦</sup>。隔離工事は地元のカトリック勢力と妥協までして行われなければならぬ、市にとって重要な案件の一つだったのである。

## 二 旧サンレイモン寄宿学校の取り壊しをめぐる

新サンセルナン広場の設置へ向けて市が一步前進したこの時、市会は、教会堂の周囲以外の様々な地区でも都市計画工事を進めようとしていた。一八三七年三月二〇日の審議で、市会は前述した一八〇七年九月一六日法に基づいた建築線の設定によって、通りの直線化と拡張、広場の拡張、同時に建築物の前後の並びの平準化を決定したのである<sup>⑧</sup>。「中世の町」からの脱却は、一八三〇年代においてもいまだ不完全だったからだ。「通りは狭く窮屈な印象を与え、さらには曲がりくねっていて気分は良くない。また、この上もないほど悪い舗装状態である。多くの場所で通りは曲がっているため、空気はいささかも体に良いものでなく、激しい暑さのせいで一層ひどくなっている。通りと相まって、広場は不規則に作

られている」<sup>⑧</sup>。この言は、ロシアの貴族でトゥールーズを一八二〇年代に訪れたオルロフ (Orlov) 伯爵のものが、市行政は、都市開発の推進によって、町の外部からのこのような悪評を乗り越え、町にやって来る人々の増加を期待しながら衛生の向上、経済的利益の獲得、美観の創造に尽力したのである。こうして一連の都市改造計画は、「建築線に関する全体計画」として一八四〇年末にまとめられていく。新サンセルナン広場の設置もその一部に組み込まれ徐々に実現に近づく中、サンセルナン教会堂の南西側に存在した旧サンレイモン寄宿学校の解体が現実味を帯びていった。まず、以下でその過程を見ていこう。

「建築線に関する全体計画」についての市会の審議で、新広場の設置が再び議論されたのは、一八三七年一月二三日である。この時、サンセルナン教会堂は都市の美観を構成する重要な歴史的記念物だと再確認された。それは「トゥールーズの誇り」であり「外国人の憧れの的」である、と。しかも、教会堂の保存状態を改善しながらそれを新広場の設置によって一層美しく見せようとする試みは、「芸術と歴史的記念物に対し関心を持つことだけでなく、祖先の宗教」<sup>⑨</sup>〔筆者注…キリスト教〕に対して愛着を持っていることを人に認めてもらうためであると指摘された。ここには、トゥールーズを訪れる愛好家だけでなく巡礼者や住民に対しても、芸術と宗教の両方への愛着を示そうとする市の意図が表れている。

また同審議では、新広場の形も再検討された。楕円形の新広場を設置するという一八二七年の暫定的決定の実行に対し慎重な声が上がったのである。それは、「楕円の形のため曲がり方が必然的に場所によって異なってしまう、とくに教会堂の側廊に面する部分は、側廊の壁が直線なので、目に快く映らないという深刻な問題がある」<sup>⑩</sup>からだった。この欠点を避けるため、教会堂側廊の向かいの部分は直線で、それ以外は曲線で囲まれた広場を設置する計画がはじめて提案された。目的は、以前の計画と同様、教会堂南側のサンセルナン広場と西側のサンレイモン広場をつなげ、「サンセルナン教会堂を新しく生まれ変わったように」<sup>⑪</sup>することだった。

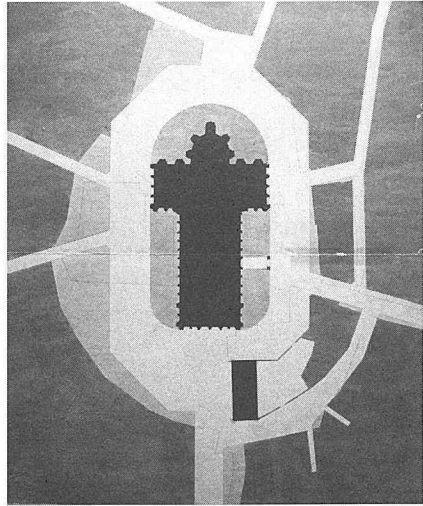
他方、この時想定されていた計画は、旧サン＝レイモン寄宿学校と付属建造物の取り壊しを前提とするものだった。実際、市は一八三六年に六七〇〇フランで旧寄宿学校を取得し、取り壊しの準備を進めていたのである。<sup>⑭</sup>

この建造物の前身は、一世紀後半に建てられた施療院である。一二世紀初頭にサン＝セルナン教会堂の建造工事の監督を命じられていたレイモン・ゲラル（Raymond Garard）が施療院の管理を担当した。貧者に対する慈善的な働きぶりによって、彼には死後、畏敬の念が払われた。彼の名が「サン」（聖）という語つきで建造物に冠されたのはそのためである。以後、建物は、一三世紀初めの大学の開設に伴って貧しい学生のための寄宿学校に用いられ、遅くとも一六世紀初めまでに改築が行われた。費用の一部分は、一五〇九年から一五二五年までトゥールーズ高等法院初代院長だったピエール・ド＝サン＝タンドレ（Pierre de Saint-André）が負担したと言われている。<sup>⑮</sup>寄宿学校は地元の歴史的人物が愛した建造物だったのである。

とはいえ、トゥールーズの中世末期を想起させるこの歴史的記念物は、サン＝セルナン教会堂とは対照的に、一九世紀前半に地元で出版された旅行ガイドブックにおいて紹介されなかった。一八五六年になってはじめて旧寄宿学校についての記述がなされるが、「外からトゥールーズにやって来た人も認めるように、外観の素晴らしいものではまったくない<sup>⑯</sup>」と非常に辛辣な描写だった。その景観は観光客を魅了するほどのものではなかったのである。以上を考慮すると、市会や地元の建築家にとっては、寄宿学校を保存するよりも、それを犠牲にしてサン＝セルナン教会堂と広場の形を調和させながら、教会堂の美しさを引き立てる景観を作り出す方が重要だったと思われる。

しかし、市の方針は中央政府や地元の愛好家から批判を受けることになる。まず、一八四一年九月一九日、市民建造物審議会は、「サン＝レイモン寄宿学校は芸術的観点から興味深いものであり、この建造物を取り壊す計画に対して、市会に注意を促したい<sup>⑰</sup>」と述べた。同日にはタヌギー・デュシャネル（Tanegy Duchanel）内務相も、「全体計画」に基づいて予定される工事が、旧サン＝レイモン寄宿学校を含むすべての歴史的記念物のうち、何に被害を及ぼす可能性があるか





図二

確かめるよう、前述のアレクサンドル・デュルメージュに依頼した。<sup>④5</sup>これに対するデュルメージュの直接的な返事は管見の限り存在しないが、一八四四年五月一日、彼の所属するフランス南部考古学協会は市会の決定に対して異を唱えた。もともとその主張は、旧寄宿学校に「付設されている小さな教会堂」<sup>④6</sup>ならば取り壊しを許容する現実的なものだった。いずれにせよ、考古学協会もまた、工事によって「サンセルナン教会堂は完全に隔離され、(…)町で最も大きな広場の真ん中に屹立する教会堂の見栄えは素晴らしいものになる」<sup>④7</sup>と考えていたのである。<sup>④8</sup>

以後、隔離工事の方向性を検討したのは、歴史的記念物委員会 (la Commission des monuments historiques) である。一八三七年に

内務省内に設けられ、歴史的・芸術的価値が高いとみなされる記念物を指定し、修復や保存の方針、工事に充てる予算の配分等を決定するための組織である。教会堂の景観と旧寄宿学校の保存の両方に配慮した考古学協会の意見は、一八四五年四月一八日にこの委員会の審議にかけられた。そこで委員会は、建築家で委員のウジェーヌ・ヴィオレル・デュク (Eugène Viollet-le-Duc) がサンセルナン教会堂を「徹底的に研究」し、「教会堂に隣接し、その保存(…)のために撤去が必要不可欠な建造物を評価」したうえで工事計画の見積書などを提出する決定を下した。そして、書類に問題がなければ、補助金を交付して工事に着手する方針を承認した。<sup>④9</sup>

こうして、一八四六年一二月末に、ヴィオレル・デュクは新広場の図案 (図二)<sup>⑤1</sup>を書きデュシャテル内務相に提出した。翌年の歴史的記念物委員会の審議においては、「形の整った広場を教会堂の周りに作ろうとして非常に重要な建造物

を犠牲にするのは残念である」と指摘され、旧サン＝レイモン寄宿学校を保存するという、考古学協会同様の見解が表明された。ここで重要なのは、その保存がフランスに「中世の非宗教建造物がほとんどない」ゆえに推奨されたことである。この理由付けは興味深い。というのも、アレクサンドル・デュ＝メージュは歴史的記念物委員会と同じ観点から旧寄宿学校の保存を正当化しなかったからである。彼は、地元の歴史にとつて重要な旧寄宿学校の名の由来とサン＝レイモンという歴史的人物を紹介しつつ、この建造物が「非常に優美で趣があり、一五世紀末頃に建てられた封建時代の素晴らしい館の一つのイメージをなぞる」<sup>⑤⑥</sup>ものであると評価するにとどまった。フランス全体を見て希少価値があるかどうかに言及することは彼の関心外だったのである。

協会と委員会の見解を踏まえ、旧寄宿学校の保存は、ようやく正式に新サン＝セルナン広場設置の前提となった。そして、一八三三年七月七日法<sup>⑤⑦</sup>、一八四一年五月三日法に基づき<sup>⑤⑧</sup>、一八四七年に収用が開始され、一八五二年にはサン＝セルナン教会堂の隔離が終了した<sup>⑤⑨</sup>。広場はヴィオレル＝デュクの図案に基づき、彼の指揮のもと完成することとなる。愛好家と中央政府の連携によって、旧サン＝レイモン寄宿学校の取り壊しは無事に回避されたのである<sup>⑥⑩</sup>。

- ① Jeanne Viellard, *Le Guide du pèlerin de Saint-Jacques de Compostelle: texte latin du XII<sup>e</sup> siècle, édité et traduit en français d'après les manuscrits de Compostelle et de Ripoll*, Cinquième édition, Librairie philosophique J. Vrin, 2004, p. 49.
- ② 羽生修二「ヴィオレル＝デュク 歴史再生の「サン＝ナリスト」」鹿島出版会、一九九二年、九八頁。
- ③ Aubin-Louis Millin, *Voyage pour les départements du Midi de la France*, tome 4, L'imprimerie impériale, 1811, p. 451.
- ④ Pierre Pinon, "À travers révolutions architecturales et politiques 1715-1848", Louis Bergeron, dir., *Paris. Genèse d'un paysage*, Picard, 1989, pp. 156-161.
- ⑤ ヴェール＝ラマタン「パリ都市計画の歴史」(土居義岳訳)、中央公論美術出版、二〇〇二年、一九八頁。
- ⑥ René Schneider, *Quatrième de Quincy et son intervention dans les arts (1788-1830)*, Librairie Hachette et C<sup>ie</sup>, 1910, p. 24.
- ⑦ Nathalie Blais, "Le « beau percé » et le bâti médiéval au temps du roi citoyen (1830-1848)", *Circé. Histories, cultures et sociétés*, tome 5, 2014, <http://www.revue-circe.uvsq.fr/le-beau-perce-et-le-bati-medieval-au-temps-du-roi-citoyen-1830-1848/> (平成二十八年五月十三日に最終閲覧)

- ⑧ Louis de Mondran, *op. cit.*, p. 28.  
 ⑨ *Ibid.*, p. 28.  
 ⑩ *Ibid.*, p. 32.  
 ⑪ AMT, 4D 345 (1), plan de la place projetée autour de la basilique Saint-Sernin.  
 ⑫ Quitterie Cazes, "Les bâtiments du chapitre et le cloître de Saint-Sernin", Daniel Cazes et Quitterie Cazes, *Saint-Sernin de Toulouse. De Saurimin au chef-d'œuvre de l'art roman*, Éditions Odyssee, 2008, p. 306, Pierre Monjoin, "L'œuvre toulousaine de Viollet-le-Duc. Étude historique et critique", *MSAMF*, tome 25, 1957, p. 25.  
 ⑬ Archives de Saint-Sernin, pétition adressée au préfet par la fabrique le 22 décembre 1817 (copie), citée par Pierre Monjoin, *op. cit.*, pp. 24-25.  
 ⑭ AMT, 10 16 (6), plan de la place de Saint-Sernin dressé par François Virebent.  
 ⑮ AMT, 1D 40, séance du 1<sup>er</sup> septembre 1827.  
 ⑯ AMT, 1D 40, ordonnance du roi du 26 décembre 1827.  
 ⑰ Pierre Monjoin, *op. cit.*, p. 26.  
 ⑱ AMT, 6D 122, rapport de l'architecte de la ville sur la démolition d'une sacristie adossée à l'église Saint-Sernin (26 avril 1833).  
 ⑲ AMT, 1D 42, séance du 27 mai 1833.  
 ⑳ Clément Tournier, "L'Àa toulousaine contre le serment de liberté-égalité", *Revue d'histoire de l'Église de France*, tome 31, 1945, pp. 311-317, Jacques Godechot, "Un grand village", Philippe Wolff, dir., *Histoire de Toulouse*, Privat, 1974, pp. 466-467.  
 ㉑ AMT, 6D 122, lettre adressée au maître de Toulouse par la fabrique de Saint-Sernin le 31 mai 1833.

- ㉒ Archives du diocèse de Toulouse (㉒<sub>1</sub> ADT ㉒<sub>1</sub>略十), Saint-Sernin II, minute de la lettre adressée au maire par l'archevêque de Toulouse le 3 juin 1833; minute de la lettre adressée au préfet par l'archevêque de Toulouse le 3 juin 1833.  
 ㉓ ADT, Saint-Sernin II, lettre adressée à l'archevêque de Toulouse par le préfet de la Haute-Garonne le 4 juin 1833.  
 ㉔ ADT, Saint-Sernin I, lettre adressée à l'archevêque de Toulouse par le maire le 27 juin 1833.  
 ㉕ ADHG, 20 TOULOUSEF 231, lettre adressée au préfet de la Haute-Garonne par le maire de Toulouse le 2 juillet 1833.  
 ㉖ ㉒の巻々「ノルヴェンチヤー・ラングマツクなアムテンヌスの九地方の歴史と歴史的記念物に関する紀行文集」あり、一八二〇年から一八七八年まで半世紀以上にわたり出版された。石木隆治、「テロール男爵の「古のノランヌス・ビトレスク・ロマンテマツク紀行」」、『東京学芸大学紀要 人文社会科学系二』第五十七号「二〇〇六年 六九—一〇一頁」。  
 ㉗ "Toulouse", Justin Taylor, Charles Nodier et Alphonse de Cailleux, *Voyages pittoresques et romantiques dans l'ancienne France. Languedoc*, Imprimerie de Firmin Didot Frères, 1833-1837, sans pages.  
 ㉘ Jean Nèyroles, *L'invention de l'art roman à l'époque moderne, XVIII<sup>e</sup> - XIX<sup>e</sup> siècles*, Presses universitaires de Rennes, 2005.  
 ㉙ "Introduction", Justin Taylor, Charles Nodier et Alphonse de Cailleux, *op. cit.*, sans pages.  
 ㉚ Prosper Mérimée, *Notes d'un voyage dans le Midi de la France*, Librairie de Fournier, 1835, p. VI.  
 ㉛ *Ibid.*, p. 457.

- ③⑥ AMT, 6D 83, rapport de la commission chargée par M. le maire d'examiner l'état d'insolidité de la basilique Saint-Sernin et des moyens à prendre pour la consolider (le 26 janvier 1836).
- ③⑦ ADT, Saint-Sernin II, lettre adressée par le curé de Saint-Sernin à l'archevêque de Toulouse le 20 avril 1836.
- ③⑧ AMT, 6D 122, "Extrait des registres des délibérations du conseil de fabrique de l'insigne église paroissiale Saint-Sernin. Le 29 janvier 1837".
- ③⑨ "Séance du 20 mars 1837", *Plan général des alignemens de la ville*, 1837-1840, s.l.s.d., pp. 1-20.
- ③⑩ Le comte Orloff *Voyage dans une partie de la France, ou lettres descriptives et historiques adressées à M<sup>me</sup> la comtesse Sophie de Stroganoff*, tome 3, Bossange père, 1824, p. 169.
- ③⑪ トゥールースの人口は一七九四年に約五万三千人、一八三一年に約六万人、一八四一年に約九万人を数え、一八五六年には一〇万人を越え、半世紀の間にはほぼ倍増した。Jean Coppolani, *Toulouse. Etude de géographie urbaine*, Privat-Dieler, 1954, p. 125.
- ③⑫ "Séance du 13 novembre 1837", *Plan général des alignemens de la ville*, 1837-1840, *op. cit.*, p. 41.
- ③⑬ *Ibid.*, p. 46.
- ③⑭ *Ibid.*, p. 46.
- ③⑮ *Ibid.*, p. 48, AMT, 6D 172, "Acquisitions faites par la ville depuis 1825".
- ③⑯ Daniel Cazes, *Le Musée Saint-Raymond. Musée des antiquités de Toulouse*, Musée Saint-Raymond, 1999, pp. 19-21.
- ③⑰ *Guide des étrangers dans Toulouse et ses environs*, Delbois, 1856, p. 89.
- ④④ Rapport fait au Conseil général des bâtiments civils par Achille Lederc, inspecteur général, le 19 septembre 1841, cité par Pierre Monjoin, *op. cit.*, pp. 34-35.
- ④⑤ Archives du patrimoine (F<sup>17</sup>, AP 2 略々), 0081/031/001, minute de la lettre adressée par le ministre de l'Intérieur à Du Mége le 19 septembre 1841.
- ④⑥ ASAMF, Basilique Saint-Sernin, rapport de la commission de la Société archéologique du Midi de la France sur les réparations à faire à l'église de Saint-Sernin, rédigé par M. D'Aldeguier le 15 mai 1844. ①の報告書は「サン＝セルナン教会堂の完成と隔離」②「教会堂の正面入口左側のファサードの壁の完成」③「サン＝セルナンの墓にかかる丸天井部分のフレスコ画の修復」④「教会堂後陣の修復と完成」という四部で構成されている。本稿に關係するのは第一部のみである。
- ④⑦ *Ibid.*
- ④⑧ この時期にフランス南部考古学協会が介入に踏み切ったのは、サン＝セルナン教会堂の状態の悪化が非常に進行していたからである。協会がこれを一八四四年四月一三日以前にデュニヤテ内務相に提出された教会財産管理委員会の報告書から知ったと思われる。そこには以下のように記されている。「教会堂の北側の壁の周りには、(…)庭園が存在する。その土地は教会堂の敷石よりも二メートル高く、その結果、雨水が隙間に流れ込みそこにどまり腐敗して、建物の基礎部分にまで到達してしまっている。壁も常に湿っている状態で日に日に状態が悪化してしまっている」。AP, 0081/031/032, rapport du conseil de fabrique de l'insigne basilique et église paroissiale de Saint-Sernin adressé au ministre de l'Intérieur (non daté) 協会は「前掲の報告書の中で、サン＝セルナン教会堂を良い状態に維持し、耐久性を持たせるためには、教会堂の北側に隣接する庭園の取得が不可欠であると主

張しつゝ。

- ④ AP. 0081/031/032. rapport à la Commission des monuments historique par Mérimée sur l'église de Saint-Sernin. Séance du 18 avril 1845. AP. 0080/015/005. Procès-verbaux de la Commission des monuments historiques. séance du 18 avril 1845. Françoise Bercé, *Les premiers travaux de la commission des monuments historique. 1837-1848. Procès-verbaux et relevés d'architectes*. Éditions A. et J. Picard, 1979, pp. 351-352.
- ⑤ ヴェイナル＝デュックは「歴史的記念物全国査察官」歴史的記念物委員会副委員長のプロスネル・メリメとて、「現地調査のため一八四五年八月にトゥールーズを訪れてゐる」。 *Journal de Toulouse*, 21 août, 1845.
- ⑥ AP. 1996/083. plan de situation de l'église Saint-Sernin et de ses abords (le 31 décembre 1846).
- ⑦ AP. 0081/031/032. rapport à la Commission par Mérimée sur l'église de Saint-Sernin. Séance du 17 juillet 1847.
- ⑧ Alexandre Du Mege. *Histoire des institutions religieuses, politiques, judiciaires et littéraires de la ville de Toulouse*, tome 4, Laurent chapelle, 1846, p. 509 et pp. 630-631.
- ⑨ 第二巻 第三卷。
- ⑩ Jean-Philippe Garric, "Achèvement de la place Saint-Sernin", *Institut français d'architecture*, dir. *op. cit.*, p. 271.
- ⑪ 旧サン＝レイモン寄宿学校は「一八九二年以降現在に至るまで」美術館として利用されてゐる。

## おわりに

トゥールーズにおける一九世紀前半の都市計画は、衛生の改善や交通、流通の促進だけでなく、町の美観を創造するという目的を内包するものだった。サン＝セルナン教会堂の隔離工事は、その代表例である。市は工事を実行に移す過程で、教会堂よりも見栄えが劣るとして旧サン＝レイモン寄宿学校の解体を予定したため、中央政府の直接的な介入を招いた。だからといって、町の発展を目指して歴史的記念物を安易に取り壊そうとする地方と、それに対抗して国の遺物の保存を主張する中央政府という二項対立構図は、復古王政期と七月王政期のトゥールーズにおいて、必ずしも妥当なわけではない。フランス革命前にすでに構想されていた、サン＝セルナン教会堂の隔離の実現は、市が保存状態の悪化を看過せずイニシアティブを取って計画の策定に着手したことに端を発したからである。もっとも、予算不足という問題が付きまとい

ただだけでなく、政治的理由等で聖具室の取り壊しに賛意を示さず教会堂の保存に積極的でなかった地元の教会勢力や近隣建造物の所有者と市の間では対立が生じた。工事を進める過程でこのような様々な困難が露わになり、教会堂が完全に隔離されるのに数十年を要した。それでも、愛好家はもちろん、市も、この歴史的記念物を保存することで、「パラスの都市」としての歴史的記憶を喚起させ、その名にふさわしい美しい景観を創造しようとし続けたのである。近代において、地方の文化的特殊性やその価値は外部の人間によって発見される傾向があるが、以上のように、トゥールーズでのその担い手は、むしろ、歴史的記念物の保存を通じて過去のローカルの記憶を再び明るみに出そうとしていた地元の人々だった。

隔離工事の過程で地元において強調された、記念物の歴史的価値が、中央政府の認めたそれと必ずしも重ならなかったこともまた重要である。たしかに、中央は、地方の特色を高くは評価せずとも否定しなかった。しかし、中央が記念物を保存しようとしたのは、それが町の栄光の象徴だからではなく、フランスにとつて重要な歴史的価値あるいは美術的価値を有していたからであった。本稿で検討した都市計画の策定と実行の過程から、中央と地方の間には、このような視点あるいは強調点の差異の存在が垣間見えるのである。また、文化史研究の成果を考慮すれば、復古王政期と七月王政期における、以上のような両者の関係性は、世紀後半のそれに通底することが分かる。後半期においても地方エリートは中央と違ってローカルの特性を称揚したし、地方によるこういった評価は中央に容認されていたからである。よって、本稿と先行研究を総合すれば、復古王政期からすでに中央と地方にある種の役割分担が存在し、この時代以来、地方の特色に対する両者の意識には連続性があったことが明らかになる。

ただ、先行研究において、「小さな祖国」への愛着は、「大きな祖国」への愛着の媒介と位置づけられ、ローカルはナショナルに包摂されるものとして捉えられているのに対し、トゥールーズの愛好家は、自分たちの言動が国民の歴史の解明や国民意識の涵養に貢献すると強調していたわけではなかった。だからといって、「大きな祖国」への帰属や中央集権性に基づく保存制度を否定する意図もなかった。つまり、都市計画の実行過程で露わになる地元の愛好家像は、シャネ、テ

イエス、ジェルソンが提示したそれとも、地域主義者のそれとも一線を画すものだったのである。こういった愛好家の姿勢や本稿で取り上げた事例が、一九世紀前半の他の地方都市でも同様に見られるのかどうか、今後研究が待たれるところである。

(京都大学大学院文学研究科非常勤講師)

« Conservation des monuments historiques et urbanisme dans une ville provinciale pendant la première moitié du XIX<sup>e</sup> siècle : rapports entre le pouvoir central et les acteurs locaux au sujet de la mémoire historique »

par

NAKAYAMA Shun

Nous devons nous interroger sur la façon dont, sous la Restauration et la Monarchie de Juillet, l'État central et les provinces s'occupèrent de la conservation des objets d'art et des anciens édifices religieux ou civils. Les historiens, en effet, ont tendance à penser que de nombreux monuments historiques furent démolis à la suite des grands travaux de rénovation urbaine entrepris dans la première moitié du XIX<sup>e</sup> siècle : les provinciaux, surtout les collectivités locales, auraient eu prioritairement en vue la modernisation de leurs villes, et c'est l'État qui aurait pris l'initiative de protéger les monuments historiques au nom de la nation. Or, certains chercheurs soulignent de leur côté que les amateurs provinciaux s'impliquèrent fortement dans la conservation du patrimoine. Leur but fut-il alors de mettre en valeur et de réorganiser un passé local avec l'aide de l'État et des autorités locales ? Ou leur action contribua-t-elle dans la période de 1814 à 1848, comme dans la seconde moitié du XIX<sup>e</sup> siècle, à créer au sein des provinces une conscience nationale française, à y développer un attachement à la « grande patrie » nourri par un sentiment d'appartenance à la « petite patrie » ? Nous réfléchirons à ces questions en prenant le cas de Toulouse, la plus grande ville du Sud-Ouest de la France. Nous étudierons plus particulièrement les oppositions entre l'État et le pouvoir local au cours du processus d'achèvement des travaux d'urbanisme, les rapports que l'État et la municipalité ont entretenus au sujet de la mémoire historique.

Depuis l'époque révolutionnaire, où l'État avait confisqué les biens du roi, des émigrés et de l'Église, l'État et certains amateurs avaient pris conscience de l'importance de la conservation des monuments historiques. Par la suite, le ministre de l'Intérieur François Guizot institua une administration patrimoniale en créant le poste d'inspecteur général des monuments



historiques en 1830. Pour lui, le patrimoine fournissait la preuve que la France était un pays privilégié et glorieux. En revanche, les érudits toulousains, tel Alexandre Du Mège, un des fondateurs de la Société archéologique du Midi de la France (1831), soulignèrent que les monuments historiques de Toulouse illustraient plutôt la gloire de la ville, appelée jadis, et encore à cette époque, « cité palladienne ».

Par ailleurs, les Toulousains mirent surtout l'accent sur la réalisation de travaux d'urbanisme. Pour eux, il fallait se désenclaver de la « ville médiévale » en utilisant plusieurs moyens : destruction des remparts, élargissement et alignement des rues, percées de grands axes et de vastes places, etc. Ces mesures, soutenues par l'État, devaient être prises pour développer l'économie, favoriser l'accroissement de la population et contribuer à la renommée de la ville. En considérant que Toulouse était la « seconde ville » de France, un architecte du XVIII<sup>e</sup> siècle, Louis de Mondran, avait précédemment conçu un plan ambitieux d'urbanisme. Le projet Mondran comprenait déjà l'isolement de l'église Saint-Sernin, vénérée depuis toujours notamment par les comtes de Toulouse ou les capitouls. Il s'agissait de dégager une grande aire autour du monument sans qu'aucun autre bâtiment ne le côtoie plus. D'après Mondran, ce dégagement redonnerait un bel aspect à l'édifice et attirerait ainsi des touristes de plus en plus nombreux.

Sous la Restauration, Toulouse reprit cette idée. Les architectes de la ville, Jacques-Pascal Virebent notamment, ayant avisé les autorités municipales que l'état de l'église se dégradait de jour en jour, celles-ci décidèrent d'isoler la basilique en créant une « nouvelle place Saint-Sernin », travaux que l'État autorisa en 1827. Pourtant, ceux-ci n'avancèrent guère au début de la Monarchie de Juillet par manque de budget et à cause de la résistance des autorités religieuses locales qui détenaient certains bâtiments comme la sacristie. En 1837, le Conseil municipal procéda à l'élaboration d'un « plan général d'alignement de la ville », planifiant entre autres la démolition de l'ancien collège Saint-Raymond. Mais cette décision se heurta à la double opposition de l'État et de la Société archéologique. Cette dernière arguait que le collège gardait la mémoire de grands personnages du passé de la cité, tandis que le gouvernement insistait sur le caractère unique en France de ce genre de bâtiment médiéval. Quels que soient leurs motifs, l'État et la société savante empêchèrent conjointement les autorités municipales de procéder à la destruction de l'édifice. Les travaux s'achevèrent en 1852.

En conclusion, on peut avancer que l'urbanisme toulousain de la première

moitié du XIX<sup>e</sup> siècle cherchait également à instaurer un beau paysage urbain par le truchement de la conservation de monuments historiques célèbres, contribuant par là même à glorifier la mémoire de la « cité palladienne ». C'est ce que montre parfaitement le dégagement de l'église Saint-Sernin. Mais on voit aussi qu'il y avait, au-delà de leur accord pour la préservation du collège Saint Raymond, une divergence de point de vue entre l'État et les amateurs provinciaux. Dans la première moitié du XIX<sup>e</sup> siècle, ces derniers accordèrent moins d'importance à l'idée d'une « grande patrie » et à la construction d'une histoire nationale que ne le firent les érudits dans la seconde moitié du siècle.

The Intellectual “Stagnation” of Soviet Studies in the United States during the Early Cold-War Era: A Study on the Refugee Interview Project of the Russian Research Center at Harvard University

By

FUJIOKA Masaki

This article elucidates the historical processes behind the Refugee Interview Project (RIP) conducted by those involved in Soviet Studies at Harvard University while focusing on the human relationships between those at Harvard University and U. S. Military, especially U. S. Air Force. The aim of this study is to clarify the fact that this close network certainly helped to start the RIP, but that this relationship also led to intellectual stagnation and finally worked to bring the RIP to a close.

Harvard University's Russian Research Center (HURRC) conducted the RIP in collaboration with the U. S. Air Force affiliated Human Resources Research Institute (HRRI) during the period from 1950 through 1954. The ultimate aim of the RIP was to acquire information on the Soviet Union in order to determine which Soviet cities were to be bombed in case war broke out.

The human networks between Harvard scholars and U. S. military personnel had already been constructed in late 1940s: before the RIP was begun. Clyde Kluckhohn, a professor in anthropology and the director of the HURRC, had worked for the Defense Department as a consultant. And Air